

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（入港届の提出等） 1—1 船長（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による代行者を含む。以下この節において同じ。）が、海上システムを使用して外国貿易船又は特殊船舶（次項において「外国貿易船等」という。）の入港届（転錨届）船用品目録の提出、旅客及び乗組員に関する事項の報告を行う場合は、船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 （入港届（転錨届）の訂正等） 1—3 船長が、この節 1—1（入港届の提出等）の規定により行われた入港届（転錨届）の投錨日時、接岸日時又は入港目的の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行うものとする。 (1)及び(2) （省略） （運用停止時間帯における旅客又は乗組員に関する事項の報告） 1 - 4 外国貿易船又は特殊船舶の船長が、海上システムを使用して旅客又は乗組員に関する事項の報告を行う場合において、海上システムの運用停止時間帯に旅客又は乗組員に関する事項の報告期限となる場合には、運用停止前に行わせることとする。ただし、これにより行わせることができない場合には、運用開始後、直ちに送信させることにより行わせることとする。 （積荷に関する事項の報告等） 3—1 - 1 船長（法第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。）が、海上システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合は、その船舶に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物（託送品） 関税法基本通達 21—1（外国貨物の仮陸揚の範囲）(2)の八からトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21—6（貨物の船移し）の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、記号、番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。	（入港届等の提出） 1—1 船長（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による代行者を含む。以下この節において同じ。）が、海上システムを使用して外国貿易船又は特殊船舶（次項において「外国貿易船等」という。）の入港届（転錨届）船用品目録、<u>旅客氏名表及び乗組員氏名表（以下この節において「入港届等」という。）の提出</u>を行う場合は、船舶の名称、国籍、純トン数等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 （入港届等の訂正等） 1—3 船長が、この節 1—1（入港届等の提出）の規定により行われた入港届等の投錨日時、接岸日時又は入港目的の訂正又は取消しを行いたいとする場合には、次により行うものとする。 (1)及び(2) （同左） （追加） （積荷目録の提出） 3—1 船長（法第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による代行者を含む。）が、海上システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その船舶に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物（託送品） 関税法基本通達 21—1（外国貨物の仮陸揚の範囲）(2)の八からトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21—6（貨物の船移し）の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、記号、番号等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 ただし、託送品については、「積荷目録」（税関様式 C—2030）により提

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ただし、託送品については、「積荷目録」（税関様式 C—2030）により提出させるものとする。 また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）<u>第 2 条の 2 第 3 項第 2 号</u>の規定により提出を要しない場合を除き、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段（外国貿易船の出港手続）の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（税関様式 C—2030）により提出させるものとする。 (1)～(4) （省略） （運用停止時間帯における積荷に関する事項の報告） <u>3-1-2 外国貿易船の船長が、海上システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合において、海上システムの運用停止時間帯に積荷に関する事項の報告期限となる場合には、運用停止前に行わせることとする。ただし、これによりできない場合には、運用開始後、直ちに送信させることにより行わせることとする。</u> （積荷に関する事項の訂正等） 3—2 船長（法第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による代行者を含む。以下この章において同じ。）が、前項の規定により行われた積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行いたいとする場合には、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出させた上で、次により行わせるものとする。 (1)及び(2) （省略） （仮陸揚の届出） 3—3 船長が、海上システムを使用して仮陸揚の届出を行う場合は、積荷に関する必要事項の登録に併せて、仮陸揚する旨を入力し、送信することにより行わせるものとする。 （削除）	出させるものとする。 また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）<u>第 2 条の 2 第 1 項第 2 号</u>の規定により提出を要しない場合を除き、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段（外国貿易船の出港手続）の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（税関様式 C—2030）により提出させるものとする。 (1)～(4) （同左） （追加） （積荷目録の訂正等） 3—2 船長（法第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による代行者を含む。以下この章において同じ。）が、前項の規定により行われた積荷目録の追加、訂正又は削除を行いたいとする場合には、あらかじめ積荷目録提出先の税関官署の監視担当部門に申し出させた上で、次により行わせるものとする。 (1)及び(2) （同左） （仮陸揚の届出） 3—3 船長が、海上システムを使用して仮陸揚の届出を行う場合は、積荷目録の必要事項の登録に併せて、仮陸揚する旨を入力し、送信することにより行わせるものとする。 （積荷目録提出前貨物の積卸承認申請） <u>3—4 積荷目録提出前貨物の積卸承認申請を行う者（以下この項において「申請者」という。）が、海上システムを使用して積荷目録提出前貨物の積卸承認申請を行う場合には、船舶の名称、申請の事由、主要な積載貨物の品名、数量等の必要事項を海上システムに入力し、送信することにより</u>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 貨物管理 第 1 節 他所蔵置許可申請等 1 - 1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、前章第 3 節 3 - 1 - 1（<u>積荷に関する事項の報告等</u>）又はこの章第 4 節 4 - 1a（輸入貨物の搬入確認）等の規定により貨物の品名、個数、記号等の必要事項が海上システムに登録されている貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、海上システムを使用して他所蔵置の許可の申請（以下この節において「他所蔵置許可申請」という。）をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号及びその貨物を置こうとする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 なお、当該貨物について、法第 2 4 条第 1 項（指定地外における貨物の積卸し）の規定により指定地外において積卸しをすることの許可を要するものであるときは、当該申請者に指定地外における貨物の積卸しの許可の申請と一括して行わせることができる。	<u>行わせるものとする。この場合において、申請者に「積荷目録提出前積卸承認通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「積荷目録提出前貨物の積卸承認通知書」（別紙様式 M—105 号）を出力することができる。</u> 第 2 章 貨物管理 第 1 節 他所蔵置許可申請等 1 - 1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、前章第 3 節 3 - 1（<u>積荷目録の提出</u>）又はこの章第 4 節 4 - 1a（輸入貨物の搬入確認）等の規定により貨物の品名、個数、記号等の必要事項が海上システムに登録されている貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、海上システムを使用して他所蔵置の許可の申請（以下この節において「他所蔵置許可申請」という。）をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る貨物管理番号及びその貨物を置こうとする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 なお、当該貨物について、法第 2 4 条第 1 項（指定地外における貨物の積卸し）の規定により指定地外において積卸しをすることの許可を要するものであるときは、当該申請者に指定地外における貨物の積卸しの許可の申請と一括して行わせることができる。

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
〔削除〕	(別紙様式M-105号) 積荷目録提出前貨物の積卸承認通知書 申請番号 申請年月日 申請者 住所 船舶 船舶国籍 積卸港 入港年月日 申請事由 積卸貨物品名 積卸貨物数量 記 事 〔税関通知欄〕 関税法第16条第1項の規定により、あなたが申請した積荷目録提出前貨物の積卸しを承認します。 承認年月日